

## 東証「コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う 上場制度の整備について」を公表、コメント募集を開始

2015年2月24日、東京証券取引所は、「コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備について」を公表し、同年3月26日(木)24時を期限にパブリックコメントの募集を開始した。今後策定されるコーポレートガバナンス・コード(以下「コード」という)の同年6月1日適用に向けた所要の制度整備のほか、独立社外取締役の独立性に関する情報開示についての見直しを行うとしている。

なお、コードの原案については、2014年12月17日に、金融庁及び東京証券取引所が開催する「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」により、「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方(案)《コーポレートガバナンス・コード原案》～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」(以下「コード(原案)」という)が公表されており、同年3月上旬の有識者会議を経て、確定される見込みである。コード(原案)については、以下の解説を参照されたい。

会計・監査ニュースフラッシュ『金融庁・東証「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方(案)《コーポレートガバナンス・コード原案》」を公表』

<http://www.kpmg.com/Jp/ja/knowledge/news/jgaap-jgaas-news-flash/Pages/jgaas-news-flash-2014-12-18.aspx>

以下、本上場制度の整備の概要について紹介する。

### ポイント

- 市場第一部・市場第二部・マザーズ・JASDAQの上場会社がコードを実施しない場合には、その理由を説明するものとするを、企業行動規範の「遵守すべき事項」に規定する
- マザーズ・JASDAQの上場会社は、コードのうち「基本原則」部分を実施しない場合に、その理由を説明し、「原則」及び「補充原則」部分を実施しない場合の理由説明は不要である
- 「コードを実施しない場合の理由の説明」は、コーポレート・ガバナンス報告書に欄を新設して記載するほか、「コードを実施するために行う開示」についても、本報告書に別途、欄を新設して記載する
- 上場会社は、定時株主総会后、遅滞なくコーポレート・ガバナンス報告書を提出するものとされるが、2015年6月以後最初に開催する定時株主総会については、準備ができ次第速やかに、遅くともその6ヵ月後までに提出する
- 「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」の尊重規定は、コードの趣旨・精神の尊重規定に置き換える
- 上場会社が独立役員を指定する場合には、当該独立役員と上場会社との間の特定の関係の有無及びその概要を開示する
- 本上場制度の整備は、2015年6月1日を目途に実施予定である

## I. 趣旨

昨年6月公表の『「日本再興戦略」改訂2014』を受け、2015年6月より適用予定のコードを実行に移すための所要の制度整備である。

また、独立社外取締役の円滑な選任に資するため、独立性に関する情報開示について見直しを行うものである。

## II. コードの策定に伴う制度整備

### 1. コードを実施しない場合の理由の説明

市場第一部・市場第二部・マザーズ・JASDAQの上場会社がコードを実施しない場合には、その理由を説明するものとするを、有価証券上場規程の企業行動規範「遵守すべき事項」に規定することとなる。国内取引所に上場していても、外国会社についてはその対象から除かれる。

コードに示される規範は、「基本原則」、「原則」、「補充原則」から構成される予定であるが、マザーズ・JASDAQの上場会社は、新興企業向け市場を巡る国際的な動向及び我が国の新規産業育成の観点から、コードのうち、「基本原則」部分を実施しない場合に、その理由を説明するものとしている。すなわち、「原則」及び「補充原則」を実施しない場合の理由の説明は求められないこととなり、一定の配慮がなされている。コード(原案)では、コード(原案)の適用範囲について、本則市場(市場第一部及び市場第二部)以外の市場に上場する会社の規模・特性を踏まえた一定の配慮が必要となる可能性があり得るとしていた。

### 2. コードを実施しない場合の理由の説明の媒体

「コードを実施しない場合の理由の説明」は、コーポレート・ガバナンス報告書に欄を新設して記載する。これは、上場会社のコーポレート・ガバナンスの状況を網羅的に記載している同報告書に情報を集約することで、株主・投資家の利便を図ろうとするものである。このほか、「コードを実施するために行う開示」についても、同様の趣旨からコーポレート・ガバナンス報告書に別途、欄を新設して記載する。

次の表は、「コードを実施するために行う開示」の項目の一覧を示したものである。

原則	開示項目
原則1-4	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 政策保有株式に係る保有方針</li> <li>■ 政策保有株式に係る議決権行使の基準</li> </ul>
原則1-7	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 関連当事者間の取引を行う場合の手続の枠組み</li> </ul>
原則3-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 経営理念等や経営戦略、経営計画</li> <li>■ コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針</li> <li>■ 取締役会による経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続</li> <li>■ 取締役会による経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名方針と手続、個々の選任・指名についての説明</li> </ul>

原則	開示項目
補充原則4-1①	■ 取締役会による経営陣に対する委任の範囲
原則4-8	■ 自主的な判断により3分の1以上の独立社外取締役を選任するための取組み方針
原則4-9	■ 取締役会が策定する独立社外取締役の独立性判断基準
補充原則4-11①	■ 取締役会による取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方 (取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示)
補充原則4-11②	■ 取締役・監査役の上場会社の役員の兼任状況(毎年)
補充原則4-11③	■ 取締役会全体の実効性についての分析・評価及びその結果の概要
補充原則4-14②	■ 取締役・監査役に対するトレーニングの方針
原則5-1	■ 取締役会による株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針

(注)コード(原案)に基づくものであり、コードの確定に当たって変更となる可能性がある。

上場会社は、定時株主総会開催後、遅滞なくコーポレート・ガバナンス報告書を提出する。ただし、コードの適用開始時期である2015年6月以後最初に開催する定時株主総会については、準備ができ次第速やかに提出することとされており、遅くともその6カ月後までに提出すればよく、一定の経過措置が設けられている。このため、3月決算会社が定時株主総会を6月に開催した場合、同年12月末まで提出期間が延長されることとなる。

### 3. コードの尊重

有価証券上場規程において、上場会社は東京証券取引所の「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」を尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めるものとしてとされている(第445条の3)。「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」も、コードと同様、「OECDコーポレート・ガバナンス原則」を源流とするものであり、コードは「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」を包含している関係にある。このため、「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」の尊重規定は、コードの趣旨・精神の尊重規定に置き換えるとしている。

## Ⅲ. 独立役員の独立性に関する情報開示の見直し

上場会社が独立役員を指定する場合には、当該独立役員と上場会社との間の特定の関係の有無及びその概要を開示するものとしている。これは、これまで主要な取引先の元業務執行者など過去において上場会社と特定の関係を有していた独立役員については、それでもなお独立性ありと判断した理由を求めてきたことを改め、すべての独立役員について等しく情報の開示を求めることにより、上場会社が独立性を判断する際における過度に保守的な運用を是正しようとするものである。

これにあわせて、従来定められていた、いわゆる開示加重要件の「要説明」(注)の類型が廃止され、独立役員の属性情報を記載する「要開示」の類型に統一される。

(注)開示加重要件とは、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号aに列挙されている事由をいい、たとえば独立役員として指定する者が主要な取引先の出身者に該当する場合などがある。独立役員として指定する者がこの開示加重要件に該当する場合には、その事実を踏まえてもなお一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員として指定する理由を記載することが必要とされている(要説明)。

なお、当該会社の主要な取引先の業務執行者、当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律家に該当する場合は独立役員とならないなど、東京証券取引所による独立性基準は改正会社法に規定する社外取締役・社外監査役の社外性要件とは異なることから、留意が必要である。

#### IV. 実施時期

本上場制度の整備は、2015年6月1日を目途に実施するとしている。

---

#### 編集・発行

##### 有限責任 あずさ監査法人

azsa-jgaas@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.